

マイナンバー制度施行に伴う 当基金の対応とマイナンバー収集方法について

平成27年10月より国のマイナンバー制度が始まり、平成28年1月よりマイナンバーの利用が始まりました。これに伴い、当基金でも加入者・受給者等のマイナンバーを収集し、税分野において利用いたします。
当基金の対応およびマイナンバー収集方法をお知らせいたします。



《マイナンバー制度とは》

マイナンバーとは、国民一人ひとりに12桁の番号を交付し、社会保障や税など、制度ごとに管理している情報を同一人物の情報であることがわかるようにするものです。

平成27年10月から国民全員にそれぞれのマイナンバーが通知開始され、平成28年1月から利用が始まっています。

当基金におけるマイナンバーの利用範囲

当基金では、年金・一時金を支給する際に税務当局等に提出する法定調書に記載する目的でマイナンバーを利用します。

マイナンバーの利用範囲は取扱規程に定められており、それ以外の目的で利用することはありません。

トップコン企業年金基金特定個人情報取扱規程

(個人番号を取り扱う事務の範囲)

第4条 第1項(1)

当企業年金の年金又は一時金等の支給に関する事務(年金又は一時金等の支払いに伴い税務当局等に提出が必要な法定調書の作成に係る事務に限る。)

マイナンバー取扱いに関する当基金の対応について

個人情報漏えい防止等のため、マイナンバーについては厳密な利用制限や情報管理の徹底が求められています。

当基金は、国が定めた規則および事業主(トップコン)が制定している「トップコン特定個人情報取扱規程」にもとづき、「特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針」および「トップコン企業年金基金特定個人情報取扱規程」を制定しました。

当基金では、これら方針・規程に従い、厳正な管理のもとマイナンバーを取り扱ってまいります。

*「特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針」は基金のホームページに掲載しています。

マイナンバーの収集方法

当基金は、基金の加入者・受給者・待期者のマイナンバーを、以下の方法で収集します。

- ①加入者：退職して年金・一時金を請求されるときに、事業主(トップコン)から提供を受けます。
- ②受給者：直接受給者の方に書類を送付し、マイナンバーを届け出ていただきます。
 - ◎受給者の方のマイナンバー収集は、第一生命保険株式会社に業務委託しています。
 - 平成28年4月から順次、第一生命よりご案内書類が送付されますので、ご協力をお願いいたします。
- ③待期者：年金・一時金を請求されるときに、マイナンバーを届け出ていただきます。